

海洋統一協會總則

本則ハ定款ヲ補足シテ其運用ヲ適切ニシ以テ各部ノ細則ヲ規定スルニ便スルヲ目的トス

- 第一條 本會定款ノ運用ニ關スル細項ハ本則ニ於テ之レヲ定ム
- 第二條 會長ハ小型汽帆船及ヒ解船乘組員ヲ以テ海上ノ勞務ニ従事スルモノト認メ定款第七條ヲ適用シテ正會員タラシムルコトヲ得
- 第三條 本會理事ノ定員ヲ三十五名以内トス
- 第四條 理事會ハ毎月十日ヲ定日トシ其以外ハ緊急事件ノ外七日以前ニ之レヲ通知スヘシ
- 第五條 本會幹事ノ定員ヲ各地方部毎ニ二十五名以内トシ内三名以内ハ會長之レヲ推薦スルコトヲ得
- 第六條 地方部長ハ支部長ヲシテ所屬幹事會ニ出席シ決議權ニ加ハラシムル事ヲ

得

第七條 幹事會ハ毎月五日ヲ以テ定日トシソレ以外、緊急事件ノ外三日以前ニ之レヲ通知スヘシ

第八條 幹事ハ理事ヲ兼任スルコトヲ得理事兼幹事ハ支部長タルコトヲ得ス

第九條 地方管轄區域ヲ左ノ通り之レヲ定ム

- 一、九州部 九州一圓及ヒ徳山以西トス
- 二、關西部 名古屋以西徳山ニ至ル迄トス
- 三、關東部 宮古以南名古屋ニ至ル迄トス
- 四、北州部 北海道一圓以南宮古ニ至ル迄トス
- 五、北陸部 北陸山陰兩道一圓

第十條 臺灣支那滿洲朝鮮沿海洲樺太ハ本部ノ直轄トシ適當ト認ムル時機ニ於テ理事會ノ決議ヲ以テ別ニ地方部ヲ増設スルコトヲ得

第十一條 本會本部ニ備ヘ付クヘキ重要書類ヲ左ノ通り之レヲ定ム

U80